平成２７年（フ）第１５２号
奈良県香芝市鎌田422番地　ハイツグラスコート106号
債務者　中村喜代子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
函館市桔梗町394番地40
債務者　吉村　正弘
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１９６号
愛知県刈谷市井ケ谷町西石根１番地274　社会福祉法人観寿々会洲原ほーむ職員宿舎208、住民票上の住所愛知県豊田市大島町星ヶ丘１番地22
債務者　渡辺知奈美
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
奈良県橿原市川西町102―Ｂ９―202、住民票上の住所大阪府藤井寺市大井５丁目11番49号
債務者　小谷章一郎
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
奈良県大和高田市礒野新町２番１―205号　ワシントンアヴェニュー
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
奈良県香芝市穴虫84番地１　ベルフレージュ207号
債務者　山本　福哲
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
奈良県北葛城郡河合町久美ケ丘２丁目18番地１
債務者　中村　栄利
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
宮城県石巻市相野谷字飯野川町94番地
債務者　阿部　　満
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
沖縄県浦添市伊祖５丁目２番11号
債務者　岸本美由喜
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２６号
京都府宮津市字由良889番地
債務者　足立　裕三
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第３０号
栃木県矢板市扇町２丁目1532番地６、前住所栃木県矢板市長井1180番地１
債務者　斉木　美香
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第９２７号
横浜市旭区さちが丘127番地５　スカイヒルＫ202
債務者　茅根　聖哲
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０９６号
横浜市鶴見区駒岡４丁目23番78―401号
債務者　田中　正幸
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７５８号
大阪市都島区都島南通１丁目２番６号　田中ハイツ101号
債務者　髙橋　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８号
北海道旭川市５条通20丁目1717番地の210　５条コーポＢ―301
債務者　岡田　和也
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部